



特許技監 岩崎 晋

新年明けましておめでとうございます。2021年の年頭にあたり、御挨拶申し上げます。

世界の経済・社会情勢が劇的に変化し、新型コロナウイルス感染症対策を契機として新たな生活様式や働き方も浸透しつつある中、特許庁は時代のニーズに即した知的財産行政の実現に向けて取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、昨年4月に緊急事態宣言が発令されたことを受けて、様々な対応を実施してきました。新型コロナウイルス感染症による影響を受けて所定の期限内に手続ができなくなった出願人等に対し、一定の範囲で期限徒過後も手続を認めるなど柔軟な対応を実施しました。また、押印が必要な新規性喪失の例外規定を受けるための証明書の提出を猶予し、押印をした証明書を追って提出する緊急対応を行いました。その後、さらなる検討を進め、昨年末には証明書の押印自体を不要としました。さらに、行政手続のデジタル化に向けて、他の多くの手続についても、昨年末に押印を廃止しました。

テレワークの浸透に伴い、ユーザーとのコミュニケーションの在り方も変革しています。昨年10月には、ユーザーとより柔軟にコミュニケーション

を図れるよう、デジタル化推進に向けた面接ガイドラインの改訂を行いました。ユーザーのコミュニケーションに係る変化するニーズへの確に対応すべく、今後のリモートアクセス・テレワーク化の一層の進展を見据え、時と場所を選ばず柔軟にオンライン面接を行いつつ審査業務が可能なシステムインフラを整備することも検討しています。

2018年5月に「『デザイン経営』宣言」を取りまとめて以来、デザイン経営の手法により、ユーザー視点を取り入れ、各種課題の解決に取り組んでいます。その取組の一つとして、新たな日常における業務改善や環境整備を含めた働き方の在り方を検討しています。また、特許庁職員が一丸となって課題に取り組むために、特許庁の目指す姿等を示すミッション・ビジョンを会員の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

2013年度末に、「一次審査通知までの期間」を11か月とする特許審査の迅速化に関する10年間の目標を達成し、2014年度から、世界最速・最高品質の特許審査を目標として掲げ、様々な取組を行っています。

近年、技術の高度化・融合化が進む中、世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて、審査環境を整備しています。テレワーク時においても審査の効率性を維持するために、2019年末までに、テレワーク用の審査システムを内製で開発しました。テレワークの必要性が高まる中、アジャイル型の開発手法により、継続的に機能改善しています。また、人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プランを策定し、特許分類付与や先行技術調査等へのAI技術の活用可能性について検討しています。

企業活動のグローバル化が進展する中、世界各国における安定した強い特許権を迅速に構築することは重要です。日本起点の特許審査ハイウェイ

(PPH)を活用することで、日本国特許庁で特許可能と判断された出願について、海外の特許庁において簡易な手続で早期審査が受けられ、グローバルポートフォリオを迅速に構築することが可能となります。2019年12月にはインドとのPPHを、今年1月にはフランスとのPPHをいずれも世界に先駆けて開始し、日本国特許庁は世界のハブ特許庁として、現在45庁との間でPPHを実施しています。

日本企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するために、ASEAN諸国をはじめとする海外特許庁に対し、特許審査の実務経験が豊富な審査官を国際研修指導教官として派遣し、特許審査実務面での協力を行っています。今年度は、新型コロナウイルス感染症による状況の変化に対応するため、派遣に代えてオンライン形式での実施を開始しました。

昨年2月から、世界知的所有権機関(WIPO)が運営する、環境技術の活用を促進するためのプラットフォームであるWIPO GREENに、パートナーとして参加しています。今後も、WIPO GREENの活動を支援し、環境技術の普及に貢献していきます。

イノベーションの担い手である中小企業・スタートアップ・大学に対して、知的財産の創出から活用に至るまで幅広く支援しています。

中小企業支援について、昨年7月に、特許庁と地方自治体等が連携して実施する「第2次地域知財活性化行動計画」を策定しました。ハンズオンで企業を事業成長までフォローアップする支援等を実施します。

スタートアップ向けに、知財コミュニティポータルサイト「IP BASE」や、知財メンタリングチームによる支援プログラム「IPAS」を提供してきました。今年度は、15社を支援しています。また、研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーションを促進するため、昨年6月に、共

同研究契約等を交渉する際の留意点を解説した「モデル契約書 ver1.0」を公表しました。

大学支援として、2019年度から、産学連携に精通した知財戦略デザイナーを大学に派遣して、知的財産の啓発を行うとともに、発明を発掘し、権利取得・活用につなげる事業を実施しています。今年度は、知財戦略デザイナー17名を20大学に派遣しています。

イノベーションの促進とブランド構築に資する優れた意匠を保護可能とするため、2019年に、画像・建築物・内装の意匠の保護対象への追加や関連意匠制度の拡充等を柱とする意匠法の抜本的改正が行われ、昨年4月に施行されました。10月以降、新しく保護対象となった意匠それぞれについて国内で初めての意匠登録がされました。また、意匠制度や意匠法改正内容の周知を強化するため、4月に、「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」のWeb版を公表するとともに、7月に、「令和元年意匠法改正特設サイト」を開設しました。

知的財産関連訴訟に関する情報発信と情報交換の場として、2017年から毎年、国際知財司法シンポジウムを開催しています。今年1月にオンライン形式で開催し、日米欧の審判・裁判における新型コロナウイルス感染症対応の課題等についてパネルディスカッションを行う予定です。

知的財産制度を充実させ、知的財産権の取得・活用を促進することによって、日本経済を活性化することが特許庁の使命です。今後も、知的財産の行政庁として、知的財産に関する課題を把握し、ユーザーのニーズに対して適切に応えるべく、引き続き力を尽くしていきましょう。皆様の御健勝と御発展をお祈り申し上げて、新年の御挨拶とさせていただきます。